

2007年3月22日

環境社会配慮ガイドライン策定委員会
貿易投資促進事業の扱いに関するワーキンググループ開催報告(案)

1. 日 時: 第1回 2007年1月24日(水) 18:00~20:00
第2回 2007年3月9日(金) 14:00~15:20

2. 場 所: ジェトロ本部

3. 参加者: ガイドライン策定委員会メンバー

吉田委員(東京大学大学院 教授)

満田委員(財団法人 地球・人間環境フォーラム 主任研究員)

宮崎委員(社団法人 産業環境管理協会 参与)

ジェトロ側

ガイドライン事務局

4. 内 容:

< 全体の方針について >

まずはジェトロ自らが環境社会配慮をどのようにとらえるのか、ジェトロとしてのポジションを明確にするべき。

ジェトロの場合、i)自らの業務における社会的責任(SR)の実現及びii)企業の活動支援としての企業の社会的責任(CSR)の促進の二つの側面からのアプローチを明確にしていく必要がある。ジェトロは、国境を越えてグローバルに活動しており、民間をベースに活動しているということから地球規模の経済活動に関連したSRの実現と言えるのではないかと。

ii)についてジェトロに求められるのは、民間企業が環境社会配慮を進めるに当たっての支援を行うファシリテーターとしての役割であるが、まずはジェトロ自身が環境社会配慮に関する情報を蓄積し、環境社会配慮を実施し、社会的な説明責任を果たしていくことが重要。

< 事業実施におけるリスクへの対応について >

ジェトロが貿易投資促進事業の実施において、環境社会配慮を取り入れていくために、ガイドラインの中で4つの事業分類をもとに、それぞれにおいて生じ得るリスクを確認し、それに対しジェトロ職員が諸外国の法律、国際的な基準・枠組み等を念頭におきつつ、事業活動の中で最低限行っていく環境社会配慮について明記していく必要がある。特にジェトロの貿易投資促進事業において留意すべきリスクについては、ポテンシャルなものも含めてマトリックスで整理してみるべき。

環境社会配慮に関する企業に対する働きかけはジェトロにとっての顧客サービスの部分。こうした配慮は手間やコストはかかるが、長期的に見れば結局は企業も得をするし、今後企業活動にとって必要不可欠な分野であるということをはっきりとできると良い。世の中は、大量生産・消費の時代から、グローバルな視点に立たないと壊れてしまうという共生の思想の時代に移りつつあり、こうした考え方を踏まえた形で出せると良い。

<リスク対応を超えた取組みについて>

コンプライアンスは最低限必要ではあるが、さらにそれを越えた取り組みとして、国際基準の遵守やサプライチェーンマネジメントなど少し先の部分まで含めた環境社会配慮について企業に対して働きかけていくことも必要である。

ガイドラインの内容として、リスク管理(ジェットロ自身が留意すべきポイント、あるいは企業に対して働きかけていくべきポイント)に加えて、GAP 等を通じて行ってきたジェットロの開発途上国における環境技術向上支援など、環境社会配慮に向けたポジティブな支援を打ち出してみてもどうか。

<その他意見>

消費者団体や労働組合がどのようなポジションなのか興味がある。ガイドライン案のパブリックコメントの段階において、これら関係団体に示して意見をもらってみてもどうか。

各国で CSR に関する調査を行っている、日系企業は取り残されているという感じがする。欧米企業は CSR をよい意味で競争力を高めるためのビジネスの武器として打ち出している。こうした動きと足並みをそろえ、各国におけるビジネスの持続可能性を確立させるための支援を行う意義は大きく、ジェットロとしての今後の存在意義を高めることにもつながる。

なお、満田委員より「ジェットロの4つの業務分野に関するガイドラインに関する意見(案)」が、また、事務局より議論に向けた叩き台ペーパーとして「ジェットロ事業と CSR」(別添)が参考として提出された。

以上

2007年3月9日

満田夏花 / 地球・人間環境フォーラム

ジェトロの4つの業務分野に関するガイドライン（通称、“CSR”分野）
に関する意見（案）

< 含めるべき内容 >

1. 基本方針

ジェトロ業務上での環境社会配慮の促進を行っていく上での基本的な方針

2. 目的・位置づけ

1. と関連したガイドラインの目的・位置づけ

3. 基本的考え方

- 1) ジェトロとしてのCSRの定義
- 2) 法令遵守（コンプライアンス）
- 3) 国際規範の遵守
- 4) 情報公開

4. ジェトロの4つの業務別に、留意すべき事項及び促進すべき環境社会配慮

- 1) Inbound：対日投資事業フロー
- 2) Inbound：対日アクセスの業務フロー
- 3) Outbound：輸出促進の業務フロー
- 4) Outbound：海外投資支援の業務フロー

5. ジェトロが支援するビジネスにおける環境社会配慮の原則

環境管理（公害対策）、生態系保全、気候変動への対処など

社会配慮：労働、人権、周辺社会など

一般的事項：情報公開、住民協議、サプライ・チェーンなどに関する考え方

6. 参照すべき国際基準、国際規範、各国環境法制度など

< 目的 >

- 1) 日本企業のCSRの促進
- 2) ジェトロ自体の社会的責任の実現
- 3) 貿易・投資分野における環境社会配慮の促進

ジェットロ事業と CSR(企業の社会的責任) : 議論の叩き台として

総務部環境班主査 藤崎成昭

委員会では、ジェットロ事業を OUT-IN(Inbound)の対日投資、対日アクセス(輸出)の促進に関わる業務、 IN-OUT(Outbound)の中小企業を対象とした輸出促進、海外投資支援に資する業務、そして 案件形成に関連する調査、に大別し、 及び と を切り離して議論することとなった。 に関しては JBIC、JICA 型の環境アセスメントの手法を基にしたガイドラインを、一方 及び についてはむしろ CSR 的手法が有効だろう、というのが委員会のおおよそのコンセンサスであった。

CSR に関しては、第 3 回の委員会において事務局より「最近の CSR を巡る動きについて」と題する報告を行っている。この時の報告では、 民間の動き(日本経団連、経済同友会)

政府の動き(経済産業省、環境省) 国際機関等の動き(国際連合“The Global Compact”、OECD 多国籍企業ガイドライン、国際標準化機構、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)) についてその概略を説明した。委員からは民間金融機関による赤道原則(Equator Principle)の採択、国際金融公社が 2006 年 4 月に公表した Performance Standards において「社会」概念が拡張されていること、等にも注目すべきである、といったご意見をいただいている。

以下ここでは、CSR 活動でも世界的に高い評価を得ているソニー、先進的な環境規制と社会面に重点を置く CSR 概念を生み出している EU の経験を概略説明し、今後の委員会での議論の一つの叩き台とする。

CSR と世界企業ソニーの経験

CSR について具体的に議論していく材料として、ここではまずその先進性を世界的に高く評価されているソニーの事例を取り上げる。ソニーは、日本では化学物質排出把握管理促進法の運用が開始され¹、EU では「廃電気電子機器に関する指令(WEEE 指令)」、「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS 指令)」の指令案審議が開始された²2001 年 7 月、「ソニーグリーンパートナー」を立ち上げている。これは、ソニー商品のサプライチェーンの全領域で環境マネジメントを確立することを目指し、調達先(サプライヤー)各社での環境マネジメントの強化を求めたものであった。このような取り組みを開始した矢先の同年 10 月、ロッテルダム税関での抜き取り検査で同社のゲーム機「プレイステーション 1」のケーブルからオランダの環境基準を上回るカドミウムが検出され、同国内に出回っていた製品全ての回収を余儀なくされるという、不祥事に直面する。この

¹ 1999 年 7 月 13 日公布、2000 年 3 月 30 日施行。同法下の MSDS(Material Safety Data Sheet)制度、PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)制度はそれぞれ 2001 年 1 月、同 4 月実施。

² 2000 年 6 月欧州委員会による指令案の提案、2001 年 5 月欧州議会第一読会。

事件を契機としてソニーはまず、RoHS 指令を先取りする形で製品に含まれる化学物質の管理に向けた取り組みを開始した。2002 年 7 月 1 日同社は、製品市場及びサプライチェーンのグローバル化も考慮し、独自の全世界共通の化学物質管理基準『ソニー技術標準 SS-00259「部品・材料における環境管理物質管理規定」』を制定・施行、これ以降同社は調達先に SS-00259 に準拠した対応を求めていく。具体的には、SS-00259 の遵守が確認できた調達先を「グリーンパートナー」と認定する「グリーンパートナー環境品質認定制度」を設け、2003 年 4 月以降は「グリーンパートナー」と認定したサプライヤーのみから調達を行っている。RoHS 規制が施行されたのは 2006 年 7 月 1 日であるが、ソニーではこれに先立つ 2006 年 3 月までに全世界で出荷するほぼ全ての製品で特定化学物質の全廃を達成している³。

このようなグリーン調達への取り組みと並行して、ソニーはより幅広くコーポレートガバナンス(企業統治)・コンプライアンス(法令その他の規範を遵守すること)・品質管理の体制の強化、健全な雇用・労働環境の整備と実践、環境保全活動(既述の化学物質の管理以外に、地球温暖化の防止、資源生産性の向上、自然環境の保護、等)、社会貢献活動などを通じて、グループ全体として CSR 活動に取り組んでいる。2003 年 3 月には CSR 推進担当部署を設置、同年 5 月には「ソニーグループ行動規範」を制定している。この行動規範では、法令遵守に加え、人権の尊重(雇用における機会均等、強制労働、児童労働の禁止、等)、誠実で公正な事業活動(製品・サービスの安全、環境保全、企業情報開示、等)、倫理的行動といったグループの CSR マネジメントにかかわる基本方針を定めている。さらにソニーは、ヒューレット・パカード社、デル社、IBM 社等のエレクトロニクスメーカーと共に電子業界行動規範(Electronics Industry Code of Conduct、2004 年 10 月制定)グループに参画し、CSR 調達に業界として取り組む活動を推進している。2005 年 6 月にはこの行動規範に基づいて「ソニーサプライヤー行動規範」を制定し、サプライヤーも含めた CSR の実現を目指している。EICC、「ソニーサプライヤー行動規範」においても、「ソニーグループ行動規範」と同様、法令遵守、人権と労働環境への配慮、安全衛生、そして環境保全と幅広い項目が取り上げられている。

EU の環境規制と CSR

「使用済み自動車に関する指令(ELV 指令)」⁴、WEEE 指令、RoHS 指令、さらには 2007

³ RoHS 指令では、EU で製造あるいは EU に輸入される対象製品(医療機器、制御・計測機器を除く電気電子機器)は 4 つの重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)と 2 つの有機臭素系化合物(臭素系難燃剤であるポリプロモビフェニル(PBB)とポリプロモジフェニルエーテル(PBDE))を含有してはいけなく、と定められている。SS-00259 ではこの 6 物質に加えて、有機塩素系化合物やポリ塩化ビニルも規制の対象となっている。SS-00259 は第 6 版(一般公開版)が 2007 年 3 月 1 日に公開された。

⁴ 同指令では、例えば 2003 年以降の販売車は原則として鉛、水銀、カドミウム、そして六価クロムの使用が禁止される。

年6月1日施行が決まった「化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH規則)」等、EUの各種環境規制はその「理念先行型」とも形容される厳しさゆえに、欧州委員会による提案の度に世界的に論議を呼び起こしてきた。しかし、その多くがデファクトの世界標準となりつつある。人口4億6000万人の比較的裕福な人々が暮らすEUという巨大市場は多くの企業にとって到底無視できるものではない。一方、コスト負担の増大を招くだけの「EU以外では別の基準」という選択も現実的ではない。結果として、これらEU発の規制が世界に広がっていく。例えば多くの反発も呼んだRoHS規制も、日本では「資源有効利用促進法」に基づく「J-Moss」制度(RoHS対象6物質の含有、非含有情報を製品に表示する制度)として制度化され、中国でも2007年3月1日から同様の規制がスタートした⁵。アメリカでも、カリフォルニア州(2007年1月~)を先頭に州法でRoHSの6物質の使用を規制する動きが広がっている。「EUの規制を受身で待つのではなく、その制定過程に積極的なコミットを行うべきである」という意見が説得力を増している⁶。

環境規制の面で世界をリードする動きを見せるEUが最も頭を痛めている問題は雇用である。EUの平均失業率は近年でも9.2%と、日本(4.7%)、米(5.5%)に比較し際立って高い値を示している⁷。特にドイツやフランスの失業率は依然二桁(10%台)の水準にある。2000年3月リスボンで開かれた欧州理事会(the European Councilあるいはthe European Summit)は、2010年に向けてのEUの新たな戦略的目標について、「より多くの、そしてより良い雇用機会とより強い社会的結束を伴う持続可能な経済成長を可能とする、世界で最も競争力があり、活力のある知識に基盤を置く経済(knowledge-based economy)となること⁸」で合意している(リスボン戦略)。5年後の2005年3月ブラッセルで開催された欧州理事会では、雇用面では必ずしも大きな改善は見られなかったという現実を踏まえ、「成長と雇用」に重点を置き直し、リスボン戦略を再スタートさせることを申し合わせている⁹。ところでリスボン・サミットでは、新戦略目標の実現に企業(businesses)の貢献を求め、欧州理事会としては初めてのCSRに関する言及がなされている¹⁰。これを受ける形で欧州委員会は2001年7月にCSRに関するグリーン・ペーパーを、2002年の7月には白書(Communication)を公表し、さらに議論を促すため同年10月にはCSRに関するマルチステークホルダー・フォーラムを設けている。同フォーラムがその最終報告を発表したのは2004年6月である。このようにEUにおけるCSR論議は雇用、失業問題に代表される社

⁵ 「電子情報製品汚染規制管理弁法」では、その第2段階で規制対象物質の使用が禁じられる。

⁶ 『日経エコロジー』2006年7月号、30ページ。

⁷ World Bank(2006), *World Development Indicators*.

⁸ “Presidency Conclusions: Lisbon European Council (23 and 24 March 2000).”

⁹ “Presidency Conclusions – Brussels, 22 and 23 March 2005.”

¹⁰ European Multistakeholder Forum on CSR(2004), “Final Results and Recommendations,” 29 June 2004. グリーン・ペーパーは「生涯学習、労働組織、機会の平等、社会的包摂(social inclusion)、そして持続可能な発展のためのベスト・プラクティスに関する、企業の社会的責任感に対する特別アピールが行われた、と記している(3ページ)。

会問題に主たる関心を寄せつつ開始されたという点で、環境報告書から CSR 報告書へ対象を広げる形で進んできた日本の CSR 論議とは大きな相違がある。欧州理事会が、リスボン戦略に環境面の論点を追加し、EU としての持続可能な発展戦略とすることで合意したのは、2001 年 6 月のイエーテボリ・サミットにおいてのことである¹¹。欧州委員会のグリーン・ペーパー及び白書で CSR は「それによって企業が自らの企業活動そしてステークホルダーとの相互交渉、対話に社会的、環境的考慮を自主的に組み込む」概念と定義されている¹²。これに対してマルチステークホルダー・フォーラム報告書では、「CSR を通じて、企業は持続可能な発展に貢献する」と言明した上で、次のように論じられている。「CSR とは自主的に企業活動に環境上の、そして社会的な考慮を組み込むことであるが、それは法律の要請や契約上の義務を超えて行うものである(over and above legal requirements and contractual obligation)。CSR はこれら(法律の要請や契約上の義務)を超えるものであり、これらに取って代わるものでも、これらを無効にするものでもない¹³」。マルチステークホルダー・フォーラム報告書における CSR 概念は明らかに、コンプライアンス(法令遵守)を前提にそれを超える社会的貢献を求めるものとなっている。しかし、このような考え方も、前項で論じたソニーの事例を振り返れば、既に一部では実際に行われていることとによってよい。

ジェットロ事業と CSR

マーストリヒト条約が発効しヨーロッパ連合(EU)が 15 カ国でスタートしたのは 1993 年 11 月のことである。折から、冷戦の終焉に伴う「平和の配当」で旧社会主義圏も包含した世界市場が成立(市場のグローバル化(地球大化)あるいは中国語でいうところの「全球化」)し、真の意味での多国籍企業あるいは世界企業が誕生することになる。これら企業は、ソニーがまさにそうであるように、全世界を製品市場とし、全世界にサプライチェーンを張り巡らす、国という領域を越えて活動する存在である。一方地理的、物理的に「領域」に縛られる国家は当時、規制緩和による構造改革を求める世論に押され、また多かれ少なかれ財政上の制約もあり、「大きな政府」から「小さな政府」を目指す方向にあった。特に 1999 年のユーロ導入以降の EU にあっては、安定成長協定(the Stability and Growth Pact)で加盟各国は財政規律の維持を厳しく求められることになった¹⁴。このように考えてみると、EU とその加盟国において CSR という形で企業、特に大企業に対し、社会的貢献それも単なる

¹¹ “Presidency Conclusions: Goteborg European Council (15 and 16 June 2001).”

¹² Commission of the European Communities(2001), “Green Paper: Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility” p. 6、同(2002), “Communication from the Commission concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development,” p.5.

¹³ European Multistakeholder Forum on CSR(2004), p.3.

¹⁴ ユーロ参加国は、同協定により、毎年の財政赤字を GDP 比 3%以内に収める義務を負っている。藤井良広(2005年)『EU の知識(第 14 版)』日本経済新聞社、98 ページ。

法律遵守を超えた貢献を求める動きが出てくるのも、ごく自然なことと思われる。また、世界企業ソニーが自らのブランドを賭けて幅広く CSR 活動に注力するのも、当然の企業戦略といってよい。

ところで、アジア、特に 1980 年代後半以降の ASEAN 諸国や中国に目を向ければ、その輸出先導型成長、製造業製品輸出の顕著な増加を梃子にした急成長を担ったのは外資系企業である。外資系企業による直接投資とこれによって作られた工場からの輸出の急拡大こそ東アジアが世界の工場となった最大の要因である。今日でも中国の輸出の 6 割が外資系企業によるものといわれている¹⁵。それでは、対内であれ対外であれ企業による投資・貿易活動の促進をその最大の使命とするジェットロは、今日 CSR あるいは SR(社会的責任)としていかなる社会的貢献を求められているのであろうか。以下、委員会における議論から明らかとなった具体的な事例を踏まえて、ジェットロが今後求められるであろう社会的貢献の方向性について若干の考察を試み、委員会における議論の呼び水とする。

さて、ここで取り上げるのは第 3 回の委員会でジェットロ側から報告した輸出入にかかわる 2 つの事例である。

その第 1 はジェットロが国の内外の事務所でやっている貿易・投資に関わる相談業務の中で直面した些か「冷やり」とさせられる事例である。ある日、「鉛を抜いた上だが、中国に廃蓄電池を輸出したい」という相談が寄せられた。このケースでジェットロは「中国の法令で廃蓄電池の輸入は、鉛を抜いた上であっても、禁止されている」旨回答し、相談は完了している¹⁶。実は廃蓄電池(使用済み鉛バッテリー)が不法(バーゼル国内法違反)にアジア諸国に輸出され、当該国からバーゼル条約違反として送り返されてくるといったケースは現在でも後を絶たない、というのが日本の現実である¹⁷。このような事例でジェットロが求められるのは、内外のルール、法規を踏まえ、相談を寄せてくる企業・団体に対し法令遵守を強く求めていくことではあるまいか。

第 2 は途上国の産業育成、特に貿易を通じた地域の開発、成長を支援する業務の中で生じ得るリスクに関するものである。現地の製品の、例えば日本市場での販路を開拓し、当該分野の輸出拡大の支援をする、というのがこのケースのジェットロ事業の具体的中身である。実際にやっていることは、現地にある製品を発掘し、その製品を日本の市場に合うようにどのように改善すればいいか、その指導である。ジェットロは一言で言えば当該製品の川下の「マーケティング」の支援をしているわけだが、担当部長が危惧するのはその製品の川上(原材料)で何が起きているかである。「そういう材料がどういう形で供給されているのか」というところは我々としては正直なところ、認識はほとんどしていない。果たしてそ

¹⁵ USTR のホームページより。2007 年 2 月 2 日付け“United States Files WTO Case Against China Over Prohibited Subsidies.”

¹⁶ 委員会第 3 回議事録、8 ページ。

¹⁷ 2006 年の 9 月以降も毎月のようにほぼ類似の違法行為に対し「嚴重注意」処分が下されている。

れが我々の事業の中で・・・それでいいのか・・・気になるところではあります」。担当部長は率直に打ち明けている¹⁸。既述の通り、ソニーはオランダで直面した「ブレーステーション1」製品回収事件を教訓に、サプライチェーンの源流に遡る徹底した化学物質管理体制を構築している。その顰に倣うならば、このジェットロの担当者の危惧は真に妥当なものであり、このような危惧を抱くこと自体ジェットロがその事業の実施に当たり行うべき環境配慮そのもの、少なくともその第一歩と考えられる。可能であるならば、実際に川上の実情を把握し、当該プロジェクトのリスク要因の低減を試みてはどうだろうか。

委員会で既に詳細な説明がなされているが、ジェットロの実施している貿易・投資促進事業はきわめて多岐に及ぶ。その環境社会配慮のあり方について一般的な議論を行うことは無理であろうと考えられる。しかし、関係する国内的、国際的ルール、条約、法規に関する知識を組織的に蓄え、事業実施のもたらす成果ばかりではなく、生じ得るリスクの側面にも周到に目を配る体制を構築することが、少なくともその第一歩となるのではあるまいか。

以上

参考文献：

大塚 直(2006年)『環境法(第2版)』有斐閣。

柏倉康夫・植田隆子・小川英治編著(2006年)『EU論』日本放送出版協会。

佐藤幸男監修 高橋和・臼井洋一郎・浪岡新太郎著(2006年)『拡大 EU 辞典』小学館。

西井正弘編(2005年)『地球環境条約』有斐閣。

藤井敏彦(2005年)『ヨーロッパのCSRと日本のCSR - 何が違い、何を学ぶのか。』日科技連出版社。

藤井敏彦/海野みずえ編著(2006年)『グローバルCSR調達 - サプライチェーンマネジメントと企業の社会的責任』日科技連出版社。

藤井良広・原田勝広(2006年)『現場発 CSR 優良企業への挑戦 - アイデア、連携、組織づくりの成功ノウハウ』日本経済新聞社。

藤井良広(2005年)『EUの知識(第14版)』日本経済新聞社。

¹⁸ 委員会第3回議事録、5～6ページ。